

第15回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時 令和元年10月25日(金) 午前10時から12時

場所 市庁舎3階共用会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 部会長等の選出について
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (3) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
- (4) その他

3 閉会

資料

- (資料1) 地域まちづくり推進条例等(抜粋)
- (資料2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (資料3-1) 前回の課題に対する取組及び改正点について(案)
- (資料3-2) 選考方法について(案)
- (資料3-3) 支援賞について(案)
- (資料3-4) 審査書類について(案)
- (資料4-1) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール(案)
- (資料4-2) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール詳細(案)
- (資料5) 様式【調査票A、連絡票、支援賞推薦票、調査票B、照会票】(案)
- (資料6) 募集・広報の方法について(案)
- (参考資料1) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱
- (参考資料2) 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
- (参考資料3) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 名簿

	氏 名	現 職	
委員	いがらし ひろし 五十嵐 洋志	市民委員（公募）	指名委員
	おくむら げん 奥村 玄	株式会社 GEN プランニング代表取締役	指名委員
	さいとう たもつ 齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役	専門委員
	たなべ ひろこ 田邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表	専門委員
	むろた まさこ 室田 昌子	東京都市大学環境学部教授	指名委員

（五十音順、敬称略）

事務局	しまだ みのる 嶋田 稔	都市整備局地域まちづくり部長
	かい やすお 甲斐 泰夫	同 地域まちづくり課担当課長
	たけち はやと 武智 勇人	同 地域まちづくり課担当係長

横浜市地域まちづくり推進条例(抜粋)

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等及び横浜市（以下「市」という。）が協働して行う地域まちづくりに関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内において、居住する者、事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりに関する活動を行う者をいう。
- (2) 地域住民等 地域において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者をいう。
- (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民等は、身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため、この条例の定めるところにより、地域まちづくりに参画する権利及び責務を有する。

- 2 地域まちづくりにおいては、市民等の主体的な取組が尊重されなければならない。
- 3 地域まちづくりは、市民等及び市の信頼、理解及び協力に基づき取り組まれなければならない。

(表彰)

第 15 条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。

(地域まちづくり推進委員会)

第 16 条 市長の諮問に応じ、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市地域まちづくり推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、地域まちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(抜粋)

(会議)

第 22 条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、推進委員会の招集は、市長が行う。

- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 23 条 推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び次条第 2 項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員及び専門委員の互選によって定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員又は専門委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第 24 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(委員及び専門委員の守秘義務)

第 25 条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱(抜粋)

(設置)

第 1 条 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

(所掌事務)

第 2 条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関すること。
- (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第 3 条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員 5 人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

第 4 条 表彰部会に、部会長及び職務代理者 1 人を置く。

- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

■横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和 60 年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成 11 年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞（まちづくり活動部門、まちなみ景観部門）」に統合し、3 回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成 20 年度に、5 年ぶりに再開しました。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の 2 部門について実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

根拠 法令等	<p>(横浜市地域まちづくり推進条例第 15 条) 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。</p>
顕彰 対象	<p>(横浜市まちづくり顕彰事業実施要綱第 2 条第 2 号) ○地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、<u>横浜市</u>において<u>横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号</u>に規定する<u>地域まちづくり</u>で、概ね<u>3 年以上の取組実績</u>のあるもの ※<u>地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号</u> <u>地域まちづくり</u> 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う<u>市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組</u>をいう。</p> <p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 2 条) ○顕彰対象は、原則として民間のものとする。 ○次については顕彰対象から除外する。 ・過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの ・法令、例規等に違反しているもの ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの</p>
選考 基準	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条) ○地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。 ・公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの ・積極性が評価されるもの ・地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの ・今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの ・創意工夫が評価されるもの</p>
表彰 対象	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 5 条) ○表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。 ・<u>横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項</u>に規定する<u>地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体</u></p>

■第9回横浜・人・まち・デザイン賞の実績

(1) 応募期間

平成30年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：32通（選考対象25件）

まちなみ景観部門：121通（選考対象89件）

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6、活動を支援した個人または団体：8）

イ まちなみ景観部門：7件

(4) 表彰式

令和元年5月9日（横浜市長公舎）

■第9回表彰式の様子（令和元年5月9日 横浜市長公舎）



▲記念撮影



▲平原副市長からの表彰状授与



▲ティーパーティー

■第9回横浜・人・まち・デザイン賞パネル展

受賞作品を紹介するパネルを市庁舎及び区役所に展示しました。（令和元年6月～8月）



▲市庁舎1階市民広間



▲金沢区役所

前回の課題に対する取組及び改正点について（案）

課題	改正点	想定される効果
<p><u>選考方法（本賞）</u> 調査票だけでは、活動の把握が難しい。</p>	<p><u>2段階の選考</u>とし、<u>一次審査（書類審査）にて選定された団体（10団体程度）</u>を対象に、調査票だけでは判断できない活動等の状況について、事務局が<u>聞き取り調査</u>を行う。 ⇒資料3-2、5（調査票B）参照</p>	<p>適正な審査につながる。</p>
<p><u>選考方法（支援賞）</u> 支援賞について、活動団体からの推薦に差異が生じている。</p>	<p><u>一次審査にて選定された団体に絞り</u>、支援賞の概要や基準を事務局が説明した上で、記載してもらう。 ⇒資料3-3、5（支援賞推薦票）参照</p>	
<p>団体への書類作成の負担が大きい。</p>	<p>一次審査での提出資料（支援賞推薦票、質問回答票）を減らす。 ⇒資料3-4参照</p>	<p>団体の負担軽減。</p>
<p><u>選考されなかった団体へのフォロー</u>が必要。</p>	<p>① H30年度と同様にお礼状を送付し、感謝を伝える。 ② 活動や団体について、<u>冊子や横浜市ホームページに掲載</u>する。（募集段階に掲載可否について確認する） ⇒資料5（連絡票）参照</p>	<p>活動への意欲につながる。</p>
<p>複数回にわたって他薦されているが、審査書類に反映されない。地道に活動を継続している団体への配慮が必要。</p>	<p>事務局が過去3回分の応募有無及び自薦・他薦を記載する。</p>	<p>地道に活動を継続している団体を評価できる。</p>

選考方法について（案）

活動がより正確に把握できるよう、委員による書類審査によって選考された10団体程度を対象に事務局が聞き取り調査等を行うこととしたい。

	第9回	第10回
選考方式	一段階選考	二段階選考
選考の流れ	<p>(1) 書類審査による選考【10月～12月】</p> <p>ア 調査票（団体作成）、照会票（関係区局作成）、質問回答により、各委員が採点により事前評価。</p> <p>(2) 表彰部会における選考【12月14日】</p> <p>ア 審査資料及び委員の意見交換による審議をふまえ、委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）がある活動を顕彰対象とし、その活動の主体である団体を表彰対象とする。</p> <p>イ 顕彰対象の活動を支援した個人または団体も同時に表彰対象とするか審議する。</p>	<p>(1) 書類審査による一次選考【9月～10月】</p> <p>ア 調査票A（団体作成）、照会票（関係区局作成）により、各委員が採点。</p> <p>イ 採点の合計から10団体程度を選考。</p> <p>(2) 活動調査等を実施【11月～12月】</p> <p>事務局が団体へ聞き取り等を行い、調査票Bを作成。質問回答及び支援賞推薦票の作成を依頼。</p> <p>(3) 表彰部会における二次選考【12月下旬～1月上旬】</p> <p>ア 審査資料及び委員の意見交換による審議をふまえ、委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）がある活動を顕彰対象とし、その活動の主体である団体を表彰対象とする。</p> <p>イ 顕彰対象の活動を支援した個人または団体も同時に表彰対象とするか審議する。</p>

支援賞について（案）

支援賞の表彰対象に差異がでないように、一次選考を通過した団体に対して、説明を行ったうえで、支援賞の調査を行うこととしたい。

1 支援賞の選考について

	第9回	第10回
調査対象	応募したすべての団体	一次選考を通過した団体（10団体程度）
選考の流れ	(1) 調査票（支援賞含む）を提出。（8月） (2) 事務局で調査。（8月～12月） (3) 表彰部会で本賞と合わせて審議（12月14日） (4) 一部、追加調査を実施（12月～1月） (5) 委員への確認（1月） (6) 支援賞の決定（2月）	(1) 団体に対して支援賞の概要や基準に説明。（11月） (2) 支援賞推薦票を提出。（12月） (3) 事務局で調査。（12月） (4) 表彰部会で本賞と合わせて審議し、決定。（1月）

2 支援賞の表彰対象について

(1) 第9回横浜・人・まち・デザイン賞での支援賞の基本的な考え方

- ア 地域まちづくり活動の主体が作成した支援賞推薦票等の内容を審議資料とする。
- イ まちづくりコーディネーター、NPO等のまちづくり支援団体等を選考対象とする。
- ウ 今後の地域まちづくり活動の支援モデルとなるような 顕著な事案を選考対象とする。
- エ 本賞の表彰対象を構成する組織や公共団体等は選考しない。

（参考）

過去に議論し、選考対象としなかった者

- ・資金の提供者
- ・イベントの協賛者
- ・運営支援者

過去に議論し、選考対象としなかったこと

- ・資金提供
- ・運営支援（活動場所提供・イベント協賛）

(2) 第9回に議論し、表彰対象とした者

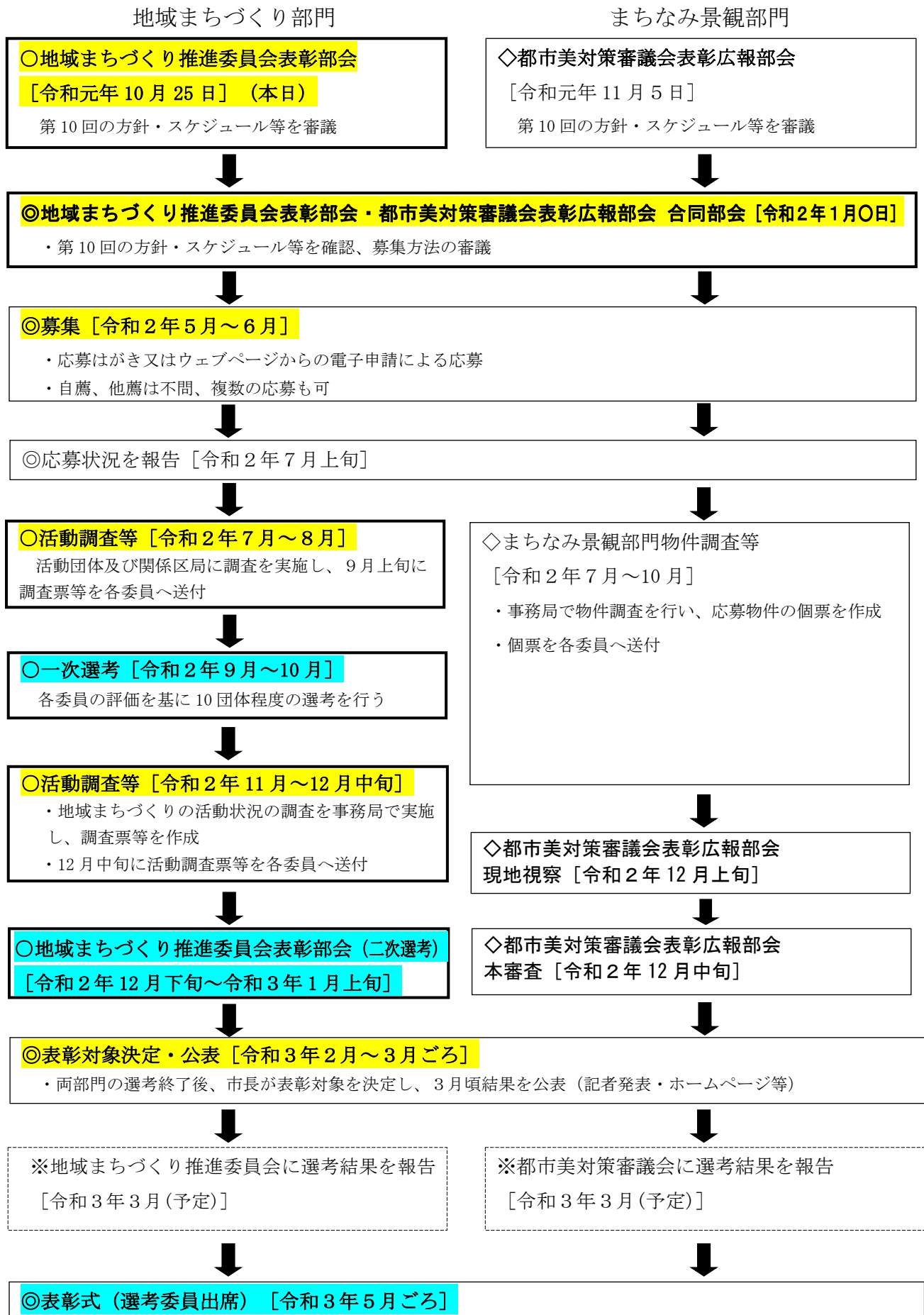
- ア 団体の上部組織となる自治会町内会及び自治会町内会の下部組織の団体
- イ 設計者、工事業者
 - 請け負った業務範囲（設計・工事）を超えて団体を支援する活動を行ったため。

審査資料について（案）

団体の書類作成の負担を軽減させるため、支援賞推薦票及び質問回答票は、一次選考を通過した団体のみが作成するものとした。また、任意資料（第9回は活動写真、チラシ、ニュース、団体ホームページなどを添付）についても枚数を減らすこととする。

	第9回	第10回
団体 作成	【全ての団体】 調査票（支援賞含む）（4ページ） 連絡票（1ページ） 任意資料（10ページ） 質問回答票	【全ての団体】 調査票A（支援賞含まない）（3ページ） 連絡票（1ページ） 任意資料（4ページ※） ※内訳 活動に関するニュースなどの広報資料…2ページ 活動写真…1ページ その他…1ページ
		【一次選考通過団体】 支援賞推薦票（1ページ） 質問回答票
関係 区局 作成	【全ての団体】 照会票	【全ての団体】 照会票
事務局 作成		【一次選考通過団体】 調査票B

第 10 回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール (案)



第10回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール詳細(案)(及び過去2回の実績)

資料4-2

時期	平成27年度		平成28年度														
	10月	1月	5~6月	7月19日	8月1日	8月12日	9月5日	9月16日	9月21日	10月14日	10月20日	11月4日	11月15日	11月25日	12月6日	12月15日	12月27日
第8回	委員			一次選考(応募用紙と区局が作成した照会票①で選考)							二次選考(調査票+照会票②で選考)						
	区局																
	活動主体	部会 (部会長の選出、第8回の進め方(選考の方法、スケジュール、募集・広報の方法))	地域まちづくり部門 景観部門合同部会 (座長の決定、第8回デザイン賞について(実施詳細・募集要項等の確認))	応募受付 (活動の名称、応募・推薦理由、活動団体の名称・住所・電話番号、活動の概要(いつから/どこで/なにをして/どんな効果がある)を記入してもらう)							前回評価対象になったグループは時点修正のみで提出可能						
	都市整備局			照会票①作成依頼	照会票①受理	一次採点・選考依頼	一次採点票受理	採点比較の見極め (下位対象者は評価対象外とし、調査票作成不要)	調査票作成依頼	調査票受理	照会票②作成依頼	照会票②受理	二次採点・選考依頼	質問受理	回答票提出	二次採点票受理	

(時期は実績ベースで記載)

時期(予定)	平成29年度		平成30年度															
	10月	1月	5月1日~6月30日	7月31日	8月31日	9月18日	9月28日	10月19日	11月16日	11月20日	11月26日	11月29日	12月4日	12月14日	1月中旬	1月28日	2月8日	2月18日
第9回	委員																	
	区局																	
	活動主体	部会 (部会長の選出、第9回の進め方(選考の方法、支援賞、募集・広報の方法))	地域まちづくり部門 景観部門合同部会 (実施詳細・募集要項等の確認)	応募受付 (活動の名称、応募・推薦理由、活動団体の名称・住所・電話番号、活動の概要(いつから/どこで/なにをして/どんな効果がある)を記入してもらう)														
	都市整備局			調査票作成依頼	調査票受理	照会票作成依頼	照会票受理	調査票・照会票を提出 質問票作成、採点・選考	質問票	質問依頼	回答とりまとめ 回答票を提出	採点票受理			質問回答・照会	支援賞の	支援賞追加	審査受理 審査結果を部会長に送付

時期(予定)	令和元年度		令和2年度														
	10月	1月	5~6月	7月中旬	(約1か月)	8月下旬	9月上旬	10月上旬	10月中旬	10月下旬	11月上旬	~	12月上旬	12月中旬	12月下旬 ~1月上旬		
第10回(改正案)	委員		応募、調査・照会			委員による選考					調査(ヒアリング)			二次選考			
	区局																
	活動主体	部会 (部会長の選出、第10回の進め方(選考の方法、支援賞、募集・広報の方法))	地域まちづくり部門 景観部門合同部会 (実施詳細・募集要項等の確認)	応募受付(はがき、WEB)① (活動の名称、応募・推薦理由、活動団体の名称・住所・電話番号、活動の概要(いつから/どこで/なにをして/どんな効果がある)を記入してもらう)													
	都市整備局			調査票A②	照会票③ (応募書類①にて関係区局へ照会)	調査票A②	照会票③	調査票A② 照会票④ 採点票④ 質問票⑤	採点票④	採点順位表④' 二次審査件数案の提示	地区数の決定	質問票⑥	二次審査のお知らせ ・ヒアリング日程調整	回答票⑥、支援賞推薦票⑦	回答票⑥、支援賞推薦票⑦	調査票B⑧ 回答票⑥ 支援賞推薦票⑦	部会 (本賞・支援賞ともに選考)

※第9回から変更したものは赤字、時期が変更となったものは青字で記載しています。

赤字：変更箇所、青字：記載例

※3ページ以内でまとめてください。パソコンで作成する場合は、文字フォントはMS明朝で10.5ポイント以上としてください。活動に関する資料(活動写真や団体が発行しているニュース等)をA4サイズで4ページ(両面の場合は2枚)まで添付することができます。

■応募・推薦された活動について ※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

活動名	〇〇〇町での買い物サポートお助け隊	
活動の区域 ※3ページ目に区域図を添付ください。	〇〇〇区 〇〇〇町1-2-3 (〇〇〇周辺)	
活動実績		
活動開始年月	平成26年4月	参加者数 発行部数等
これまでの主な地域まちづくり活動実績 (イベント等を開催した場合は概ねの参加者数と参加の呼びかけをした範囲、広報誌等を発行した場合は発行部数も記入)	(平成29年度以前) ※平成29年度を含む ・平成26年4月、ボランティア活動の有志が集まり、地域を知るためのまち歩きイベント開催 ・5月、〇〇〇まちづくり委員会結成 ・27年8月、一周年記念誌(A3二つ折り)発行	・〇人 ・〇〇人 ・〇〇部
	(平成30年度) ・5月、□□□会と協力して、まちづくり勉強会実施 ・8月、△△△ケアプラザと、子育て世代や高齢者にとって住みやすいまちづくりの勉強会 ・12月、町内クリーンアップイベント開始	・〇〇人 ・〇〇人 ・〇〇〇人
	(令和元年度) ・4月、買い物困難な高齢者向けアンケート ・6月、買い物サポーター制度開始 ・12月、ちょこっとお手伝い制度実施検討開始	・〇〇〇人 ・〇〇人
※なお、選考対象は概ね3年以上の取組実績がある活動です。		
今年度の活動予定		
(毎週や毎月の定例の活動やその他イベントなど、時期・場所・内容等について記載ください)		
<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内で買い物サポーターによる高齢者の買い物支援活動を実施(4月から週一回程度)。週に平均〇〇人の利用がある。 ・〇〇町内でクリーンアップイベントを実施(4月から3か月に一回)。(高齢者の元気確認、要望把握の機会) ・12月ちょこっとお手伝い制度開始予定(庭木の剪定、照明電球の交換など) ・地域の交通事業者と連携し、近隣のショッピングセンターまでの無料のコミュニティバスを運行(月2回程度)。 ・年度内に買い物サポート隊の周知活動の一環として、〇〇町内会内で朝市を実施予定。 		

活動の内容等	
活動の動機・背景	<p>高齢化や核家族化の影響もあり、隣近所で助け合う機会も減ってきた。このままでは、地域が沈滞化すると考え立ち上がった。</p>
①～⑤は選考基準に対応した項目です	<p>①活動の<u>公共性</u>(<u>地域社会への貢献</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が望んでいても声に出しにくかった、住民同士の支え合いを取り戻すきっかけになった。 ・地域のことを地域住民が考えていくことで、これまで孤立しがちだった高齢者と若い世代の交流の機会も増えた。 ・まち全体がクリーンアップイベントを通じてきれいになり、美観が維持されている。
	<p>②活動の<u>積極性</u>(発意、課題解決に向けた取組など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会のネットワークを生かし、〇〇〇まちづくり委員会をスピーディーに立ち上げられた。 ・高齢者の多い当地区をただ見過ごすのではなく、明るいまちにしていこうと積極的に行動している。 ・支える世代がかかわりやすいよう、組織運営を〇〇〇とするなどの工夫をしている。
	<p>③活動の広がり(<u>地域住民等の幅広い参加</u>や<u>他団体</u>(注1)との<u>連携</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支える活動には〇〇人の地域住民が参加している。 ・現在では買い物サポーターに中学生が〇人加わる等、不定期メンバーを含め〇〇人の活動となった。さまざまな世代がかかわるようになり、活動の輪が少しずつ広がっている。 ・△△△ケアプラザには活動初期からアドバイザーとしてかかわっていただいているが、最近では私たちが講師になり、他の自治会へ活動を紹介するなど連携が深まっている。
	<p>④活動において<u>創意工夫</u>した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況をよく知っている地域住民が自主的、自発的に活動している点は現代社会が求める新しい地域のあり方ではないかと思っている。 ・中学生の参加があり、意見を活動に反映している点は、この活動のオリジナリティだと考えている。 ・楽しんで活動できるよう、イベントにも力を入れている。
	<p>⑤今後の活動の展望とそれを実現するための取組(<u>今後の活動の継続性・発展性</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生も参加して、〇〇〇会議を行い、どうすれば〇〇〇町がよくなるか話し合う会を行い始めた。小・中学校とも連携した取り組みにしていこうというアイデアがでている。 ・△△△ケアプラザを通じて、近隣の自治会とも協力して地域全体を良くしていこうという雰囲気が出ている。 ・定期的な活動のほか、イベント的な活動も行い、飽きないようにしている。

(注1) 他団体とは「自治会町内会、学校、行政機関、企業、他の市民団体」などをいいます。

赤字：変更箇所、青字：記載例

■活動の主体となる団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

団体名	〇〇〇自治会まちづくり委員会	会員数	〇〇 人
団体の主な活動 (推薦・応募された活動のほかに、主たる活動されている場合は記載をお願いします)			
表彰履歴	つながりふれあい賞 (〇〇〇区役所)		
Web サイト URL	***** (URL がない場合は空欄にしてください)		

■活動の区域について【位置図】

赤字：変更箇所、青字：記載例

■活動の主体となる団体の連絡先等

団体名	〇〇〇自治会まちづくり委員会	
代表者名	〇〇 〇〇〇	
事務局の所在地 (住所)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇〇区〇〇〇町1-2-3 〇〇〇自治会まちづくり委員会	
連絡先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇〇区〇〇〇町4-5-6
	氏名	□□ □□□
	電話	045-〇〇〇-〇〇〇〇
	Fax	045-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	*****@*****.ne.jp

※個人情報につきましては、今回の顕彰事務のみに使用させていただきます。

■リーフレット及び横浜市ホームページへの公表について

横浜・人・まち・デザイン賞では、「受賞活動・受賞景観集」として冊子を作成しています。

貴団体及び活動を冊子及び横浜市ホームページ等に掲載させていただくことについて、了承される項目に○（まる）を御記入ください。

	横浜・人・まち・デザイン賞を <u>受賞しなかった場合</u> でも、団体及び活動について、冊子及び横浜市ホームページ等に掲載することを了承します。
	横浜・人・まち・デザイン賞を <u>受賞した場合のみ</u> 、団体及び活動について、冊子及び横浜市ホームページ等に掲載することを了承します。 (受賞しなかった場合は、公表されません。)

※冊子及び横浜市ホームページ等の掲載について、変更がある場合は令和2年12月20日までに御連絡ください。

番号	
----	--

■活動を支援した個人または団体について

地域まちづくり活動の支援を行った個人または団体を「支援賞」として表彰します。

※対象とならない個人または団体

- ・活動団体を構成する組織やメンバー ・行政機関（市役所、区役所など）
- ・資金提供者 ・イベントの協賛者や運営支援者（活動場所提供など）

活動を支援した個人 または団体の名称	支援された 期間	支援内容	支援を受けたことによる効果
NPO 法人 ○○○	H29.8-現在	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を広めていくための 広報方法のアドバイス ・住民ニーズに応える運営 内容、方法のアドバイスな ど 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が地域に認知されるよう になり、地域から関心が寄せら れ、協力者が増えた
△△△サークル	R1.4-現在	<ul style="list-style-type: none"> ・△△△に関するノウハウ の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでできなかった△△△ を実現することができた

番号	
----	--

活動名	(調査票転記)
団体名	(調査票転記)
活動概要	(調査票抜粋)
過去応募(年度)	

■活動団体へのヒアリング項目

一番の自慢ポイント(ここだけは見てほしい、地域のここがすごい) (250文字程度)	
活動で苦労したこと (250文字程度)	
活動する上で大切にしていること、心掛けていること (250文字程度)	

■写真または参考資料

以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。
 なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

活動名	
団体名	
活動概要 (応募はがき、WEB から転記)	

■活動や団体に関する情報

【記入の際の注意点】・上記内容を確認し、各区局で把握している情報を記載してください。
団体に関する資料やWEBサイトがあれば提供してください。

活動の動機・背景	
①活動の公共性(地域社会への貢献)	
②活動において積極性を持って取り組んだ点	
③活動における地域住民等の幅広い参加や他団体との連携	
④今後の活動方針(今後の活動の継続性・発展性)	
⑤活動において創意工夫した点	
その他の情報(行政との関わりなど)	

■事務局記入欄

募集・広報の方法について（案）

（1）記事掲載先

広報内容	時期（予定）	備考
記者発表	令和2年4月下旬	
横浜市ホームページ	令和2年5～6月	
広報よこはま「はま情報」	令和2年5月	
神奈川新聞「市民の広場」	令和2年5月上旬	
テレビ神奈川「ハマナビ」 ※お知らせコーナー	令和2年5月上旬	
雑誌等（建築・土木系）	令和2年5月上旬	日経コンストラクション、日経アーキテクチュア、タウンニュース
メールマガジン	令和2年5～6月	地域まちづくり課「ヨコハマ人・まち」、市民活動支援センターメルマガ
Twitter、Facebook	令和2年5～6月	

（2）募集リーフレット・ポスター配布先

広報内容	時期（予定）	備考
区役所、行政サービスコーナー等	令和2年5月	
市内地域まちづくり活動団体	令和2年5月	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体	令和2年5月	神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会等、横浜建設業協会
市内大学・高校・中学校・小学校	令和2年5～6月	大学30校、市立高校11校、市立小・中学校
中間支援組織	令和2年5～6月	区民活動支援センター、社会福祉協議会、まちづくり支援団体、地域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーター	令和2年5～6月	

（3）その他

広報内容	時期（予定）	備考
区役所にて広報パネル展示	令和2年5～6月	

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成 19 年 10 月 30 日 都地ま第 1237 号（局長決裁）

（設置）

第 1 条 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

（所掌事務）

第 2 条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関する事。
 - (2) その他表彰の実施に必要な事項に関する事。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べる事ができる。

（表彰部会の組織）

第 3 条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員 5 人以内をもって組織する。

（部会長及び職務代理者）

第 4 条 表彰部会に、部会長及び職務代理者 1 人を置く。

- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（表彰部会の庶務）

第 5 条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

（表彰部会の運営に関する委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。